

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年8月23日

自治体名 (福祉事務所名)	大阪市	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)																								
			77.6%	80.0%	77.1%	2.9%																								
<p><現在の状況></p> <p>1. 後発医薬品使用促進率の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">調剤</th> <th style="text-align: center;">全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年6月審査分</td> <td style="text-align: center;">80.10%</td> <td style="text-align: center;">77.10%</td> </tr> <tr> <td>平成31年3月審査分</td> <td style="text-align: center;">88.70%</td> <td style="text-align: center;">84.70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告についての集計)</p> <p>一般名処方調剤レセプト摘要欄のコメントコード出現率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">6月審査</th> <th style="text-align: center;">3月審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬局の在庫の為</td> <td style="text-align: center;">3.70%</td> <td style="text-align: center;">3.70%</td> </tr> <tr> <td>後発医薬品なしの為</td> <td style="text-align: center;">0.20%</td> <td style="text-align: center;">0.30%</td> </tr> <tr> <td>指定医療機関又は指定薬局において説明を受けてもなお患者が先発医薬品を希望した為</td> <td style="text-align: center;">8.70%</td> <td style="text-align: center;">3.00%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">0.40%</td> <td style="text-align: center;">0.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 関係機関への説明状況</p> <p>○ 法改正に伴う対応について、府医師会・府歯科医師会・府薬剤師会に説明を行い、協力依頼を実施。</p>				調剤	全体	平成30年6月審査分	80.10%	77.10%	平成31年3月審査分	88.70%	84.70%		6月審査	3月審査	薬局の在庫の為	3.70%	3.70%	後発医薬品なしの為	0.20%	0.30%	指定医療機関又は指定薬局において説明を受けてもなお患者が先発医薬品を希望した為	8.70%	3.00%	その他	0.40%	0.60%	<p><対応方針></p> <p>被保護者への説明</p> <p>○ 新たな医療扶助決定や新規保護開始時に後発品使用を周知徹底</p> <p>○ 指定医療機関又は指定薬局の説明を受けても先発医薬品を希望する被保護者に対しては、各実施機関のケースワーカー等が先発医薬品を希望する理由や主治医への相談状況を確認し、説明を実施</p> <p>関係機関への説明</p> <p>○ 被保護者の個別の指導にあたっては、必要に応じて主治医や薬局に対して状況や患者の主訴等を確認し、連携する。</p> <p>薬局における備蓄について</p> <p>○ 指定医療機関・指定薬局については、新規指定時・指定更新時等に周知。</p> <p>○ 後発医薬品の在庫が少ない薬局に対し、局配置の薬剤師が法改正の取組みや在庫の確保等の協力依頼。</p> <p>その他</p>			
	調剤	全体																												
平成30年6月審査分	80.10%	77.10%																												
平成31年3月審査分	88.70%	84.70%																												
	6月審査	3月審査																												
薬局の在庫の為	3.70%	3.70%																												
後発医薬品なしの為	0.20%	0.30%																												
指定医療機関又は指定薬局において説明を受けてもなお患者が先発医薬品を希望した為	8.70%	3.00%																												
その他	0.40%	0.60%																												
<p><使用促進が進んでいない原因></p> <p>○ 後発医薬品利用率80%については、平成30年11月審査分(81.2%)で達成。</p> <p>○ 指定医療機関の説明を受けても後発医薬品に対する理解が得られない被保護者が未だ存在するため、継続して制度説明が必要。</p> <p>○ 一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。</p>			<p><備考></p>																											